

湖西市条例第 46 号

湖西市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 16 日

湖西市長

田内 啓之

湖西市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年湖西市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 3 項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後 10 時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加える。

第 22 条中「、第 6 条、第 6 条の 2 及び第 7 条の 2」を「及び第 6 条」に改める。

第 2 条 湖西市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 6 条の 2 第 2 号中「配偶者」の次に「（届出をしてないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

附 則

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の湖西市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。